

VII 必要書類の提出部数一覧表

書 類 名	提 出 者	提出部数
あっせん(調停・仲裁)申請書	申 請 者	3部
あっせん取下書	申 請 者	1部
不当労働行為救済申立書	申 立 人	7部 ※
答弁書	被 申 立 人	7部 ※
準備書面	申立人・被申立人	7部 ※
書証	申立人・被申立人	7部 ※
証人尋問申出書(所定様式)	申立人・被申立人	2部 ※
当事者尋問申出書(所定様式)	申立人・被申立人	2部 ※
代理人・補佐人許可申請書(所定様式)	申立人・被申立人	1部
最終陳述書	申立人・被申立人	7部 ※
取下書(所定様式)	申 立 人	1部
労働組合資格審査申請書(所定様式)	申 請 人	1部
再審査申立書	再 審 査 申 立 人	6部 ※

注1 ※ 相手方当事者が複数の場合は、1者を超える部数を追加してください。
例 相手方当事者が2者の場合の提出部数は、不当労働行為救済申立書は8部、
証人尋問申出書は3部、再審査申立書は7部となります。

注2 提出書類は、原則としてA4判の大きさ、横書き、左とじにしてください。

注3 労働組合資格審査申請書については、合同労働組合の場合は組合本部についての書類に加えて、構成する分会等を抽出して(申請事由により抽出する分会数は異なります。)、その分会に関する書類も必要です。

【抽出する分会数について】

不当労働行為救済申立て・・・1分会

上記以外の場合・・・・・・・・・・2分会